

大田原市介護予防・日常生活支援総合事業 単位数サービスコード表にかかる留意事項について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単価や利用者負担については、サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担率を設定します。

本市のサービスコード表は、本市の指定を受けた事業者が、大田原市の被保険者(本市を被保険者とする住所地特例適用被保険者を除く。)及び大田原市の住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者にサービス提供した場合に使用するものになります。

1 本市のサービス種類とサービス種類コードについて

《本市のサービス種別とサービス種類コード》

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
訪問型サービス		
訪問介護相当(独自)	A2	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供する訪問介護事業者
訪問型サービスA1 (えぷろんサービス)	A3(えぷろん)	簡易な生活援助サービスを提供する訪問介護事業者
訪問型サービスA2 (まごのてサービス)	A3(まごのて)	簡易な生活援助サービスを提供する訪問介護事業者以外の事業者
通所型サービス		
通所介護相当(独自)	A6	従来の介護予防通所介護に相当するサービスを提供する通所介護事業者
通所型サービスA (はつらっデイサービス)	A7(はつらっ)	簡易な通所型サービスを提供する事業者
通所型サービスC (短期集中リハビリ教室)	A7(短期集中)	リハビリテーション専門職が行う短期集中型の通所型サービスを提供する事業者
介護予防ケアマネジメント		
ケアマネジメントA	AF	原則的な介護予防ケアマネジメント
ケアマネジメントB		簡略した介護予防ケアマネジメント

2 地域単価について

《サービス種類コード A2・A3・A6・A7・AF》

本市の単位数単価

	サービス種類コード	単位数単価
訪問型サービス		
現行相当	A2	10.21円
えぷろん	A3(えぷろん)	10.21円
まごのて	A3(まごのて)	10.00円
通所型サービス		
現行相当	A6	10.14円
はつらつ	A7(はつらつ)	10.14円
短期集中	A7(短期集中)	10.00円
ケアマネジメント	AF	10.21円

3 サービスコードを選択する時の留意点

- ・ A3、A7については、給付率によってサービスコードが異なりますのでご注意ください。